第12号様式(差押財産占有調書)

|  |
| --- |
| 差押財産占有調書 |
| 年　　月　　日小野町長　氏名　㊞下記のとおり、差押財産を占有する。この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 所在)(名称、数量、性質及び占有財産 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 差押年月日 | 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 差押財産占有調書謄本を受領しました。立会人(　　　　　　　　)　　　　　　　　年　　月　　日　　㊞ |
| 差押財産占有調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。年　　月　　日(　　　　　　　　　)　　　　　　　㊞ |
| 上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命ずる。殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日小野町長　氏名　㊞ |

記載要領

一　この調書は徴収法第71条第3項の規定により差押した自動車又は建設機械を徴税吏員が占有した場合において、捜索調書を作成しないときに作成する。

二　「占有財産」欄は、この差押財産に係る差押調書の記載に準じて記載する。

三　「差押財産占有調書謄本を受領しました。」の文言のある欄の(　)内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。

四　「差押財産占有調書謄本(下記保管者あて)を受領しました。」の文言のある欄の(　)内には財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。

五　占有した自動車又は建設機械を契約により第三者に保管させる場合においては最下欄の文言を「上記財産は、通知のあるまで無償で保管します。」等と訂正し又はその文言を欄外に記載して保管者の署名(記名を含む。)押印を求める。